

京都市はぐくみ推進審議会について

京都市では、子ども・若者に係る計画として「京都市未来こどもはぐくみプラン」、
「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」及び「はばたけ未来へ！
京都市ユースアクションプラン」を策定しています。

今後、3つの現行計画については、「子ども、若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）」として一体化するとともに、その新計画に基づき、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を推進していくこととしています。

この度、新計画の策定及び3つの現行計画の進捗管理を引き続き行うに当たり、3つの現行計画を調査・審議してきた「京都市子ども・子育て会議」及び「京都市青少年活動推進協議会」について一体化し、保護者、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者等からなる「京都市はぐくみ推進審議会（以下、「審議会」という。）」を新たに設置しました。

1 審議会の概要について

(1) 会議の名称

京都市はぐくみ推進審議会

(2) 趣旨・目的

- ・ 妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者まで（0歳～30歳代）とその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を実現するために、平成31年度中に新たに策定を予定している子ども、若者に係る総合的な計画に係る調査・審議及び進捗管理を行う。
- ・ 「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の進捗管理及び総括を行う。
- ・ 京都市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見聴取
- ・ その他 子ども・若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況に関する意見聴取

(3) 概 要

設置年月：平成30年4月1日

委員定数：30名以内（必要に応じ特別委員を置く。）

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

委員構成：有識者、支援従事者・関係団体、労働者代表、企業・経営者、
市民公募委員 等

会長・副会長：互選

分科会：児童福祉法第8条第3項の規定により必置とされている「児童福祉審議会」として、「児童福祉分科会」を設置する。

部 会：新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議する部会を設置し、集中的に審議を行う。

2 今後の流れ

本市において、平成30年度に新計画策定に係る市民ニーズ調査を実施し、平成31年度に新計画（平成32年度から平成36年度までの5年計画）を策定するとともに、新計画の進ちよく管理と3つの現行計画の進ちよく管理及び総括を行うに当たり、審議会では以下の流れで調査・審議を進めていきます。

- 平成30年度中
 - ・新計画策定に係る市民ニーズ調査に関する調査・審議
 - ・新計画策定に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の進ちよく管理

- 平成31年度中
 - ・新計画策定に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の進ちよく管理

- 平成32年度以降
 - ・新計画の進ちよく管理に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の総括